

30全中発第04132号  
平成30年4月13日

都道府県中小企業団体中央会 御中

全国中小企業団体中央会  
( 公 印 省 略 )

高年齢者雇用状況報告書の改正について

このたび、標記に関し、厚生労働省職業安定局長より本会会長に対し、別紙のとおり周知依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても、傘下の会員組合・組合員企業等に対し、別紙により本件について周知していただきますようお願い申し上げます。

職発 0410 第 9 号  
平成 30 年 4 月 10 日

全国中小企業団体中央会会長 殿

厚生労働省職業安定局長



### 高年齢者雇用状況報告書の改正について

厚生労働行政の推進については日頃から御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、今般、高年齢者雇用状況報告書（以下「報告書」といいます。）の一部を改正する、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 60 号）が本日に公布され、同日から施行されることとなりました。

今回の報告書の改正は、66 歳～69 歳まで働ける企業の状況をより詳細に把握できるようにするため行ったものです。

つきましては、改正の趣旨及び内容は下記のとおりですので、貴団体におかれましても特段の御理解を賜りますとともに、貴団体会員に対する周知方御配慮いただきますようお願いいたします。

#### 記

##### 1 改正の趣旨

人口減少や少子高齢化が進む中で、我が国の成長力を確保するためにも高齢者が生涯にわたって活躍できる社会をつくっていくことは喫緊の課題となっています。また、「働き方改革実行計画」（平成 29 年 3 月働き方改革推進会議決定。以下「働き方改革実行計画」といいます。）においても、高齢者雇用は重要な柱の一つとして位置付けられ、年齢に関わりなく意欲ある高齢者が働くための多様な就業機会を提供することとされています。

国としては企業における高齢者雇用の実情を把握するため、報告書において、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第 9 条第 1 項に規定する高年齢者雇用確保措置の実施状況について報告を求めています。さらに、報告書においては、企業の実情に応じた何らかの仕組みにより 70 歳以上まで働ける企業の状況について報告を求めています。66 歳～69 歳まで働ける企業の状況については報告

項目としておりません。働き方改革実行計画において、平成 32 年度に継続雇用延長・定年引上げに係る制度の在り方を再検討することが予定されていることから、66～69 歳まで働ける企業も含めて、より詳細に高齢者雇用の実態を把握する必要があるため、報告書の様式の一部を改正します。

## 2 改正の内容

報告書中、⑩欄の記載内容を「⑩70 歳以上まで働ける制度等（定年の廃止・引上げ等を除く）の状況」から「⑩66 歳以上まで働ける制度等（定年の廃止・引上げ等を除く）の状況」に変更するとともに、具体的な上限年齢を記載する欄を追加します（別紙参照）。

高齢者雇用状況報告書

高齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第33条第1項の規定により、平成 年6月1日現在の状況を下記のとおり報告します。

Form for '改正案' (Revision Case) containing fields for company name, address, contact info, and detailed employment data tables for various age groups and categories.

※事業主は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づき、毎年、高齢者等の雇用に関する状況を報告しなければなりません。（提出期限毎年7月15日）

高齢者雇用状況報告書

高齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第33条第1項の規定により、平成 年6月1日現在の状況を下記のとおり報告します。

Form for '現様式' (Current Form) containing fields for company name, address, contact info, and detailed employment data tables for various age groups and categories.

※事業主は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づき、毎年、高齢者等の雇用に関する状況を報告しなければなりません。（提出期限毎年7月15日）